

調達(見積)説明書

平成 26 年 2 月 12 日

本件調達に参加される方は、下記事項を十分ご理解いただいたうえ、見積合せに参加してください。

1. 事項及び内容

案件名：熊野古道伊勢路道標制作業務委託

内 容(仕 様):仕様書に記載のとおり

2. 履行期間（納入期限）及び履行場所

(1) 履行期間（納入期限）

契約締結の日から平成 26 年 3 月 31 日（月）まで

(2) 履行場所（納入場所）

・三重県熊野市井戸町 371

東紀州地域振興公社（紀南事務所）

・三重県尾鷲市坂場西町 1-1

東紀州地域振興公社（紀北事務所）

・熊野市内、尾鷲市内の東紀州地域振興公社が指定する倉庫

上記の場所で東紀州地域振興公社が指定する箇所

3. 見積合せ参加資格者及び落札者に必要な資格

(1) 見積合せ参加資格

当該競争見積に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県および事業者が所在する市町から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下、「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。

ウ 三重県および事業者が所在する市町が賦課徴収する税を滞納している者でないこと。

4. 落札候補者に求められる義務

落札候補者にあつては、見積合せ実施後に(1)から(2)の書類を（※調達案件によっては、免除する場合があります。）13の(5)で定める締切日時までに提出していただきます。

提出した証明書等について、説明等をお願いする場合があります。

(1) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し

(2) 事業者が所在する市町が過去 6 月以内に発行した「納税証明書」の写し

5. 見積方法及び落札者の決定方法について

(1) 本調達説明書 4 ページ、「見積合せに際しての注意事項」によるものとします。

(2) 落札候補者について、3の(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。

6. 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。（※契約書を締結する場合のみ）

(2) 契約は、下記に記載する所属で行います。

- (3) 契約金額は、見積書に記載された金額の100分の105に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

7. 監督及び検査

契約書を締結する場合は、契約条項の定めるところによります。

8. 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約書を締結する場合は、契約条項の定めるところによります。

9. 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

10. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

11. 不当介入に係る通報等の義務

受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 見積・契約に関する事務を担当する所属（以下、「見積・契約事務担当所属」という。）に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、見積・契約事務担当所属と協議を行うこと。

12. その他

- (1) 当該見積に質疑（見積手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の見積・契約に関する一切の事項）がある場合は、FAXまたは電子メールにより、13の(1)で定める締切日時までに行うものとします。（※回答に時間がかかる場合がありますので、お早めにお問い合わせいたします。）
- (2) 本件の事項その他に関し疑義がある場合は、見積・契約事務担当所属に説明を求め、十分承知しておいてください。見積後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (3) 本件の参加にあたり、国内の法律及び三重県、東紀州地域振興公社における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な見積を行わなければなりません。
- (4) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (5) 契約の相手方となった場合には、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。
- (6) その他必要な事項は、三重県及び東紀州地域振興公社会計規則に規定するところによります。
- (7) 見積参加者が1者になった場合は見積合せを中止又は延期する場合があります。

13. 期間等の設定（時間は、24時間表示となっています。）

(1) 質疑等の提出締切日時

平成26年2月18日（火）14時までに下記の「見積・契約事務担当所属」にFAX又は電子メールで提出してください。

《結果回答》

平成26年2月19日（水）までに、東紀州地域振興公社ウェブサイトにて回答します。

(2) 同等品申請の提出締切日時 ※対象外

(3) 見積書提出の締切日時

第1回見積書提出日 平成26年2月21日（金） 14時まで

（再度見積を行う場合）

第2回見積書提出日 平成26年2月25日（火） 14時まで

内訳書の提出の要否 要（見積書の内訳欄に記載してください）

見積書の提出方法 「熊野古道伊勢路道標制作委託業務見積書在中」と記した封筒に厳封し、下記の見積・契約事務担当所属に郵送又は持参（メール、FAXは不可）してください。

(4) 開封の日時

第1回見積書開封日 平成26年2月21日（金） 14時10分

（再度見積を行う場合）

第2回見積書 平成26年2月25日（火） 14時10分

見積書を提出された事業者で開封への立ち会いを希望される場合は、事前に見積・契約事務担当所属へ連絡をしてください。

(5) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

平成26年2月25日（火） 17時まで

落札候補者にあつては、見積合せ実施後に4の(1)から(2)の書類を見積・契約事務担当所属に提出していただきます。ただし、再度見積を行った場合は別途提出期限を定めます。

また、提出した証明書等について、説明等をお願いする場合があります。

※納税確認を免除する場合は、落札候補者に別途連絡をします。

(6) 請書作成の要否 要

■見積・契約に関する事務を担当する所属（見積・契約事務担当所属）

〒519-3695 三重県熊野市井戸町371 三重県熊野庁舎2階

東紀州地域振興公社（紀南事務所）

中川 渉

電話 0597-89-6172

FAX 0597-89-6184

E-Mail nakagw00@pref.mie.jp

見積合せに際しての注意事項

- 1 本項目の(1)は参加資格、(2)から(4)は落札資格となります。
 - (1) 見積合せに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (2) 三重県及び事業者が所在する市町から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。
 - (3) 落札停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
 - (4) 三重県及び事業者が所在する市町が賦課徴収する税を滞納している者でないこと。
- 2 落札候補者は、落札資格の確認のため、見積・契約事務担当所属が指示する提出期限までに、次の書類を提出してください。
 - (1) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し
 - (2) 事業者が所在する市町の納税証明書(事業者が所在する市町が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- 3 見積価格は指示のない限り消費税及び地方消費税抜きの額(免税業者にあつては、契約希望額に105分の100を掛けた額)とし、調達(見積)説明書13の(3)で定める期限までに提出してください。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)
- 4 見積・契約事務担当所属は、必要に応じ資料等の提出を求めることができます。
- 5 見積額同額による落札候補者が2人以上ある場合は、くじ引きにて落札候補者を決定します。
- 6 落札候補者となるべき者がいない場合は、再度見積を行います。ただし、見積執行回数は、原則として3回を限度とし、この限度内で落札候補者がいない場合は見積を打ち切ります。
- 7 東紀州地域振興公社会計規則第25条の各号のいずれかに該当する者の提出した見積書は無効とします。

また、無効になる要件は、下記無効要件に該当する場合となります。

なお、落札候補者の落札資格の確認ができないときはその者の見積書は無効と取り扱います。

落札決定後の契約不履行は、落札停止要綱の対象となります。

(無効要件)

次に該当する見積については、その者の見積を無効とします。また、再度見積には参加できないものとします。

- (1) 見積に参加する資格のない者が見積したとき。
 - (2) 見積者又はその代理人が同一事項の見積に対し2以上の見積をしたとき。(例：同じ事業者の本店、支店(営業所等)が同一案件に見積を行った場合)
 - (3) 見積者又はその代理人が他人の見積の代理をしたとき。
 - (4) 見積に際して談合等の不正があったとき。
 - (5) 見積者が定刻までに見積書を投函しないとき。
 - (6) 見積者が提出した見積書の書き換え、引き換え又は撤回をしたとき。
 - (7) その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
 - (8) 再度見積において、見積価格が前回の見積における最低額と同額以上の見積をしたとき。
- 8 入札保証金は免除とします。
 - 9 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生(再生)手続中の者のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査にかかる認定をうけている者(更生計画等の認可が決定されるまでの者に限る)が契約の相手方となるときは、契約金額の100分の30以上とします。また、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。
 - (1) 契約の相手方が保険会社との間に、東紀州地域振興公社(以下、「振興公社」という。)を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
 - (2) 契約の相手方が保険会社又は金融機関との間に、工事履行保証委託契約を締結し、公共工事履行保証証券を提出したことにより、当該保険会社又は金融機関と振興公社との間に工事履行保証契約が成立したとき。

- (3) 契約の相手方が過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、これらをすべて誠実に履行した者又はこれに準ずると認められる者であって、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (4) 物件を売り払う契約を締結する場合において、契約の相手方が売払代金を即納したとき。
 - (5) 契約金額が随意契約によることができる額であって、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (6) 契約の相手方が、国（国の出資により設立された公社、公団及び独立行政法人を含む。）、地方公共団体又は県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例第2条第1項に規定する出資法人であるとき。
 - (7) 単価（単価に数量を乗じて総額で契約の相手方を決定する場合は除く。）により契約を締結する場合であって、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (8) その他契約の性質上契約保証金を納付させる必要がないと認められるとき。
ただし、9の(1)、(2)及び(4)に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
なお、契約保証金免除要件の確認のため、過去3年間に当該契約と同規模の契約を締結し履行した実績の有無を示す証明書を提出していただく場合があります。
- 10 受注者が、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
 - 11 受注者は、契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - (1) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (3) 見積・契約事務担当所属に報告すること。
 - (4) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、見積・契約事務担当所属と協議を行うこと。
 - 12 契約書の作成、提出については、東紀州地域振興公社会計規則第32条、第34条によります。
 - 13 見積者が1者となった場合に見積を中止又は延期する場合があります。
 - 14 公告に記載がない事項については、東紀州地域振興公社会計規則等諸法令に定めるところによります。

仕 様 書

※別紙のとおり